

# 地域再犯防止推進モデル事業成果報告書

## 1 事業実施団体名

広島県

## 2 事業名称

非行少年等立ち直り支援事業

## 3 事業の目的

国の刑事司法機関，県の就労，福祉，教育を担当する部署，地域の支援団体等が，情報共有やケース検討の場を持ち，それぞれの役割を明確にしつつ，刑事司法手続における支援の対象外となる者のニーズを把握し，適切な支援を行うことによって，再非行・再犯の防止を目指す。

## 4 事業実施の背景

本県における刑法犯検挙者数中の再犯者数は減少傾向にあるが，再犯者率は，近年継続して5割を超え，全国平均よりも高い状況にある。

犯罪・非行をした者が，再犯等を繰り返すことなく，地域社会の一員として復帰するためには，更生支援の観点から，関係者が連携して取組を進める必要があり，とりわけ，可塑性に富む少年期に適切な支援を行うことが重要と考えられている。

しかしながら，非行少年の立ち直りに対して，どのような支援が有効なのかを正確には把握できておらず，各関係機関の果たすべき役割についても不明確であった。

## 5 事業内容

### ◆ 取組内容 ①

非行少年等の立ち直り支援をテーマとして，国，県，支援団体からなる連絡会議を立ち上げ，(1)非行少年等に対する実態調査の実施，(2)効果的な支援方法の検討，(3)実際の事例を基にしたケース検討，を実施した。

#### (1) 非行少年等に対する実態調査

県内の非行少年及び30歳未満の若年犯罪者の就労状況をはじめとした生活環境の実態，犯罪に関する意識等と犯罪や非行との関係性等を把握することにより，非行少年等に対して必要な支援や課題の検討を行うため，調査を実施した。

##### 【調査概要】

対象者	保護観察中の者，少年院在院者，刑務所受刑者	
調査方法	① 保護観察中の者は保護司による聞き取り調査 ② 少年院在院者及び刑務所受刑者は本人が直接調査票に記入	
実施時期	平成30年9月10日～10月10日	
対象者の内訳	保護観察中の者（30歳未満）	409人
	少年在院者	67人
	刑務所受刑者（30歳未満）	25人
	合計	501人
有効回答数 (回答率)	保護観察中の者（30歳未満）	290人（70.9%）
	少年在院者	63人（94.0%）
	刑務所受刑者（30歳未満）	25人（100%）
	合計	378人（75.4%）

※有効回答数378人のうち，12～19歳が325人（12～15歳（小学生・中学生）が82人，15（中学校卒業済み）～19歳が243人），20～29歳が46人，年齢無回答が7人

### 【主な調査結果】

- 経済的困窮が事件を起こした主な要因の一つとなっている。

[データ]

- ・事件当時の困りごととして、お金と回答した者が31.0%で最多
- ・無職者における犯罪理由は、お金の困っていたからと回答した者が65.0%で最多

- 就労・就学を希望しても直ちには実現できない者がいる。

[データ]

- ・未就学及び未就労の者は、保護観察期間中では7.2%、保護観察終了時では5.8%
- ・保護観察期間中の未就学及び未就労者のうち85.7%が就労又は就学を希望

- 就労していても不安定な雇用状態にある者が半数を占める。

[データ]

- ・就労していた人の雇用形態は「非正規社員」及び「日雇い」が51.8%
- ・仕事が最も長く続いた期間は1年未満が46.5%、そのうち6カ月未満では24.6%

## (2) 効果的な支援方法の検討

非行少年の立ち直りに向けた支援の実施に当たり、非行少年等に対する実態調査を踏まえ、①どのような者を支援対象とすべきか、②どのような支援が効果的かという点について、連絡会議において協議した。

### 【主な意見・検討の方向性】

#### ① 支援対象について

- ・保護観察が終了すると、立ち直りに向けた意欲があっても、法令上、国は支援を打ち切らなければならないため、県による支援の継続が必要である。
- ・家庭裁判所で審判不開始又は不処分となった者については、法令上、国が支援を実施することができないため、県による支援が必要である。

#### ② 支援内容

- ・犯罪傾向が高まる程、無職である割合が高くなることを踏まえると、立ち直りのためには、就労支援が有効と考えられる。
- ・就労経験のない（少ない）少年には、働くことに対する不安感があり、雇用主にも、少年を雇用することへの不安感があることから、双方の不安を軽減し、円滑な就労を実現するためには、就労体験の実施が有効と考えられる。
- ・職場定着を図るため、就労後のフォローアップ支援を実施する必要がある。
- ・病気、怪我、障害等、様々な事情により就労困難な者については、福祉的な支援を受けることができるよう、専門機関に適切に繋ぐ必要がある。

## (3) 実際の事例を基にしたケース検討

効果的な支援の方法や連携協力の在り方を検討するため、刑事司法関係機関と県の福祉支援機関、就労支援団体が、実際の保護観察事案について、それぞれの立場からどのような支援を行うべきだったかを協議した。

### 【検討事例】

- ・窃盗による保護観察事件（対象者：知的障害）

### 【会議での主な意見・課題認識】

- ・保護観察対象者を処遇するためのマニュアル等が存在しないため、保護観察期間中の支援内容にバラつきがある。
- ・保護観察対象者のうち、福祉サービスが利用可能と考えられる者についても、保護観察官や保護司が福祉制度を把握していないため、本人や家族に対して、適切な福祉サービスを紹介できていない。
- ・保護観察官や保護司は、福祉関係の機関（市町の担当者等）と、保護観察対象者の情報を共有することに対して抵抗感があり、両者の連携・協力が進んでいない。

[会議開催実績]

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①会議開催回数（連絡会議）	回数	目標	2回	3回	3回	
		実績	2回	2回	2回	
②ケース検討会議開催回数	回数	目標	－	10回	6回	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、R2年度は不開催
		実績	－	1回	0回	

◆ 取組内容 ②

「非行少年に対する実態調査」により、経済的困窮が事件の要因となっている場合や、就労を希望しても実現できない場合があることが明らかとなったことに加え、刑事司法手続きの終わった者に対する支援の継続や、就労支援の有効性に関する関係機関からの指摘等を踏まえ、次の支援を実施した。

**非行少年に対する就労支援事業**

特定非営利活動法人「広島県就労支援事業者機構」に委託して実施

① 支援対象

- 保護観察終了時に無職である少年（令和元年度から）
- 家庭裁判所において審判不開始又は不処分となった少年（令和2年度から）

② 支援内容

ア 職業適性や支援ニーズの見極め

- ・ 面談により支援対象者の希望を聴取
- ・ 法務少年支援センターが実施する就労適性等に関するカウンセリングへの同行

イ 就労準備支援

- ・ 就労に関する情報提供や就労に関する心構え等のレクチャー
- ・ 協力雇用主に関する情報提供

ウ 就労体験

- ・ 協力雇用主の下で最長5日間の就労体験を実施

エ 就労継続フォローアップ

- ・ 対象者の仕事や生活面での不安を解消するための定期的な面談を実施

[支援実績]

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
就労体験実施者数	人数	目標	－	40	40	
		実績	－	3	0	

<参考>

【令和元年度に保護観察を終了した少年の状況】

保護観察終了者298人のうち、

有職者165人、学生・生徒69人、家事従事者4人、定収入のある者1人、移送10人、再非行による保護処分取消39人

無職者は10人 ⇒ 3人に対し、就労体験を実施

【令和2年度に保護観察を終了した少年の状況】

保護観察終了者212人のうち、

有職者120人、学生・生徒48人、移送5人、再非行による保護処分取消31人

無職者は8人 ⇒ 就労体験実施者なし

## 6 効果検証

「地域再犯防止推進モデル事業効果検証実施計画書」に記載した内容により、連絡会議及びケース検討会議での議論を踏まえ、非行少年に対する就労支援事業の実施により明らかになった課題等を考察し、今後の対応について検討を行った。

### (1) 連絡会議・ケース検討会議

＜効果検証実施計画書記載内容（抜粋）＞

連絡会議構成機関・団体やケース検討会議出席者に対してアンケート調査やヒアリングを実施するとともに、成果物を用いた連携場面についての共有を図る。

#### ① 効果検証の実施方法

広島県再犯防止推進計画の策定作業に合わせ、広島県再犯防止推進連絡会議の構成員に対し、課題等に関するヒアリングを実施するとともに、取組の振り返りを行った。

#### ② 明らかとなった課題

ア 刑事司法関係機関から保健医療・福祉サービス提供機関（市町、高齢・福祉施設、医療機関等）へ情報提供するための法規定がないため、円滑な情報提供が行われておらず、情報の中身も不十分である。

イ 保健医療・福祉サービス提供機関においても、刑事司法関係機関から受け取った情報をどのように管理するか明確となっていない。

ウ 保護観察期間中に保護観察所が行う支援内容は、保護観察官又は保護司によって一定でなく、福祉等が必要な人に対して利用調整が行われていないケースがある。

エ 国が保護観察中に実施する支援について明確な定めがないため、保護観察終了後に、県や市町が行うべき支援についても明確とならない。

オ 国の支援は、対象者の状況に関わらず、保護観察等の刑事司法手続きが終了した時点で打ち切られる。

カ 起訴猶予等により不処分となった者については、就労や福祉の支援が必要な者であっても、国の支援を受けることができない。

#### ③ 今後の取組

ア 刑事司法関係機関から保健医療・福祉サービス提供機関に対して、円滑な情報提供を行うことができるよう、法務省に法整備を要望する。

イ 刑事司法関係機関に対して、保健医療・福祉サービス提供機関が支援を実施するために必要な情報を提供できるよう要望するとともに、保健医療・福祉サービス提供機関において情報管理が適切に行われるよう検討する。

ウ・エ 保護観察中における支援の標準化に向けて、福祉等の利用調整に関するマニュアル等を整備するよう、保護観察所に要望する。

オ・カ 刑事司法手続きの終了（保護観察等の終了、起訴猶予等による不処分）により、国の支援を受けることができない者に対する支援を検討する。

## (2) 非行少年に対する就労支援事業

<効果検証実施計画書記載内容（抜粋）>

- 支援対象者への働き掛けの方法が適切であったかどうかを検討するため、事業周知の対象や時期、周知方法についての分析を実施する。【検証内容①】
- 支援中及び支援終了後の支援対象者を再非行した者及びしていない者に分類し、就労の有無、勤務形態、支援の有無（就労支援により就労に結びついたかどうか）、就労支援メニューのうち、どの支援を受けているか、法務少年支援センターでの適性検査の受検の有無、その他の支援、再非行の有無について分析する。【検証内容②】

### 【検証内容 ①】～事業の周知等について

#### ① 効果検証の実施方法

事業の周知については、保護観察官及び保護司から、保護観察期間中に就職ができなかった者に対して呼び掛けていることから、具体的な周知方法を把握するため、文書照会及びヒアリング実施した。

#### ② 明らかとなった課題

- ア 保護観察中に就労支援を実施したにもかかわらず就職できなかった者に対しては、漏れなく周知されていたが、保護観察所による就労支援事業は、対象者の選定基準が明確でないため、支援の必要性が高い者が支援を受けられていない可能性があり、それらの者に対しては、県事業が周知されていない。
- イ 保護観察中の就労支援事業の効果を高めるための検証や取組が実施されていない。

#### ③ 今後の取組

- ア 保護観察所に対し、就労支援事業の選定基準を具体化するよう要望する。
- イ 保護観察中の就労支援について、事業効果を高めるための効果検証を実施するとともに、県にそのノウハウを提供するよう要望する。

**【検証内容②】～就労体験による就職及び就職後の立ち直りについて**

① 効果検証の実施方法

就労体験と就職やその後の立ち直りとの関係を検証するため、委託事業者に対し、就労体験を実施した者の支援後の状況について、ヒアリングを実施した。

また、保護観察終了時に無職であるが、就労体験を受けなかった者への支援ニーズを検証するため、広島保護観察所に対して、就労体験を受けなかった又は受けることができなかった理由について、照会及びヒアリングを実施した。

② ヒアリング・照会結果

ア 就労体験を実施した者の支援後の状況（3人，H31.4～R3.3）

全員が正規職員として就職しており，就労体験の効果を確認することができた。

区 分	1	2	3
支援開始日	R1/5/16	R1/5/27	R1/10/11
保護観察終了時 年齢	21	19	20
就労準備支援 (実施日)	支援員による面談 (R1/5/23) 職場見学 (R1/5/23)	支援員による面談 (R1/6/12, 23)	支援員による面談 (R1/10/16, 12/6 R2/2/8) マナー研修 (R2/2/12)
法務少年支援セン ターでの適性検査 の受検の有無	無	無	無
就労体験日数 (実施日)	5日 (R1/5/27-31)	5日 (R1/6/18-22)	5日 (R2/2/13, 14, 17, 19, 20)
就職の有無 (就職日)	有 (R1/6/1)	有 (R1/6/24)	有 (R2/3/21)
職種	食品卸売業	塗装工事業	住宅リフォーム工事業
勤務形態	正規職員	正規職員	正規職員
就労体験 フォローアップ (実施日)	職場訪問（1回） (R1/6/9)	自宅訪問（2回） (R1/8/9, 30)	職場訪問（16回） (R2/4/18, 21, 24, 28 5/11, 18, 25, 6/5, 12, 19, 26 7/10, 17 8/17, 21, 31)
就労継続状況	R1/7中旬 離職し行方不明	R1/10/7 離職し行方不明	継続中
保護観察終了後 6カ月後の 再非行の有無	無 6月後(R1/11/27)	無 6月後(R2/3/20)	無 6月後(R2/5/21)
その他			雇用主が委託先の支 援員

イ 就労体験を受けなかった者の状況（15人，H31.4～R3.3）

再非行・失踪や就労意欲のない者がいる一方で，子育てや障害など就労できない事情があり，保護観察時終了時に無職であることがやむを得ない者が一部いた。

- 再非行・失踪 5人
  - ・保護観察中に再び非行を犯し，再処分手続き中に期間満了（4人）
  - ・保護観察終了2か月前から連絡が取れず行方不明（1人）
- 就労意欲なし 2人
  - ・保護観察期間中に就労したが，本人の帰責事由により解雇され，再就職への意欲を喪失
- 子育て 2人
  - ・保護観察期間中に出産，子育てへの専念を希望
- 障害 1人
  - ・精神障害により就労が困難
- 療養 1人
  - ・交通事故に遭い，入院中に期間満了
- 進学・学習 4人
  - ・大学進学や専門学校進学を希望（3人）
  - ・交通事件について，両親援護の下，交通学習を実施（1人）

③ 明らかとなった課題

<効果検証の結果明らかとなった課題>

ア 就労体験により就職した3人のうち2人は，半年以内に離職していることから，就労体験だけでは，職場定着につながらない。

イ 無職である少年の中には，子育てや障害などで就労困難な者もいる。

<事業実施の過程で明らかとなった課題>

ウ 令和元年度，新たに保護観察となった少年のうち無職の割合は約22%だが，保護観察が終了した少年の無職の割合は約3%であることから，多くの者は保護観察期間中に就労・就学に至っている。一方で，成人の場合，保護観察終了時に無職である者は約4割おり，成人における就労支援のニーズが高いと考えられる。

エ 家庭裁判所で審判不開始・不処分決定となった少年に対する事業の周知は，処分決定時における呼び掛けが最も効果的と考えられるが，家庭裁判所の協力を得ることができず（家裁は審判機関であり支援機関ではないという理由により），県警察から補導した少年全員に対して周知せざるを得なかった。

④ 今後の取組

ア 職場定着を図るため，就職後の効果的なフォローアップのあり方を検討する。

イ 就労だけでなく，福祉的な支援や就学も含めた支援のあり方も検討する。

ウ 成人に対する就労支援のニーズが高いことが見込まれるため，少年に対する就労支援に加えて，成人の就労支援についても検討を行う。

エ 家庭裁判所では，職員OB団体による就労支援が実施されていることから，その活動実態を把握し，適切な連携による効果的な事業実施を検討する。

## 7 成果

### (1) 成果目標達成状況

成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①非行少年等の立ち直り支援に向けた仕組みづくり（定性）	-	目標	-	-	-	
		実績	-	-	-	
②保護観察終了少年のうち、支援対象者の6カ月以内の再非行率	%	目標	-	15	15	R2年度は対象者なし
		実績	-	0	-	
中間指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①支援対象者の就労・就学率	%	目標	-	90	90	R2年度は対象者なし
		実績	-	100	-	
②支援対象者の就労・就学継続率（6カ月後）	%	目標	-	70	70	R2年度は対象者なし
		実績	-	33.3	-	

### (2) 最終成果物

広島県再犯防止推進計画（令和3年3月策定）

## 8 他の地方公共団体が事業を実施する上での参考事項

### (1) 非行少年等再犯防止に関する連絡会議の概要（H30・R1）

（設置目的）

関係機関・団体が、非行少年の立ち直りに向けて実施する支援の内容や実施に係る課題等を整理し、今後の取り組みに向けて協議すること

（参加機関・団体）

広島保護観察所、広島刑務所、広島少年院、貴船原少女苑、広島少年鑑別所、広島労働局、広島市、広島弁護士会、広島県保護司連合会、広島県更生保護女性連盟、更生保護法人広島県更生保護協会、特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構、広島矯正管区、広島県教育委員会、広島県

（オブザーバー）

広島地方検察庁、広島家庭裁判所、広島学園

（会議実績）

年月日	主な議題	会議結果
H30. 8. 22	①地域再犯防止推進モデル事業の概要について ②「非行少年等に対する実態調査」の実施方法について	・「非行少年等に対する実態調査」の調査内容について協議し、関係機関の協力のもと調査を行うこととした。
H31. 2. 26	①「非行少年等に対する実態調査」の結果について ②平成31年度地域再犯防止推進モデル事業について	・「非行少年等に対する実態調査」の結果、非行少年等が再犯を繰り返すことなく社会復帰するためには生活基盤を安定させる就労が重要であることが分かったことから、平成31年度、保護観察を終了した就労意欲のある無職少年に対して、就労支援事業をモデル事業で実施することとした。
R1. 9. 6	①各機関・団体における支援状況	・各機関・団体の取組状況、課題認識を共有

	と課題について ②令和元年度「非行少年等就労支援事業」の実施状況について	するとともに、これまでの議論をベースに、因果関係、成果、費用対効果の観点を踏まえて、今後の取組方針を決定することとした。
R1. 10. 23	①非行少年等に対する今後の立ち直り支援について ②関係機関・団体の連携について ③個人情報の取扱いと情報共有について	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援事業の対象者を拡大し、家庭裁判所の審判で不処分決定となった無職少年に対しても、関係者が協力して就労支援を行う。</li> <li>就労以外の様々な事情に応じた支援ができるよう、福祉的な観点から、地域における支援ネットワークの構築を検討する。</li> <li>「地方再犯防止推進計画」の策定は、モデル事業終了時を目途に検討を進める。</li> </ul>
R2. 3. 2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止	

(2) 広島県再犯防止推進連絡会議の概要（R 2～）

(設置目的)

地方再犯防止推進計画策定や推進に関する事項を協議することつなげること ※「非行少年等再犯防止に関する連絡会議を発展改組

(参加機関・団体)

広島保護観察所，広島矯正管区，広島刑務所，広島法務少年支援センター，広島地方検察庁，広島労働局，広島市，北広島町，公益社団法人広島県社会福祉士会，広島県地域生活定着センター，広島弁護士会，広島県保護司連合会，広島県更生保護女性連盟，特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構，広島県BBS連盟，広島県

(会議実績)

年月日	議題	会議結果
R2. 8 (書面 開催)	広島県再犯防止推進計画（仮称）の骨子案について	広島県再犯防止推進計画（仮称）「骨子案」及び「素案」作成に関する意見を聴取し，県の考え方等を示した
R2. 10. 8	広島県更生支援計画（広島県再犯防止推進計画）《素案のたたき台》について	広島県更生支援計画《素案のたたき台》に関する意見を聴取し，県の考え方を示した

(3) ケース検討会議の概要（R 1）

(開催目的)

非行少年等再犯防止に関する連絡会議のメンバーと効果的な支援方法を検討し，役割や協力の仕組みを探ること

(参加機関・団体)

広島少年鑑別所，広島保護観察所，広島県発達障害者支援センター，広島障害者就業・生活支援センター，特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構

(会議実績)

年月日	議題	会議結果
R2. 3. 25	《ケース検討》 窃盗による保護観察案件 (対象者：知的障害)	保護観察期間中の支援内容にバラつきがあるため，福祉等が必要な人についても，利用調整が行われていないケースがある。